

理 由

喜志町一丁目 3 地区ほか 1 0 地区について、生産緑地法第 3 条の規定に基づく都市計画決定権者の判断による区域変更並びに生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく買取り申出後の行為制限解除による区域変更並びに廃止を行うものである。